秘密保持に関する確認書

国立大学法人一橋大学　御中

　　　　　　　　（以下「甲」という）は、国立大学法人一橋大学（以下「乙」という）から提供された末尾記載の貸付地に関する資料・情報の取扱いに関して、以下の通り秘密保持に関する確認書（以下「本確認書」という）を差入れた。

第１条（守秘義務）

貸付地にかかる賃借（以下「本案件」という）の検討にあたり、甲は次の各号に定める機密事項について、守秘義務を負い、乙の承諾なく機密事項を第三者に対して開示してはならない。

1. 調査・企画等のために乙から甲に対して直接提供される貸付地に関する資料・情報（以下「資料等」という）。

２．甲は、法令・監督指針等を遵守するために必要な場合、もしくは司法・行政当局等から法律上の手続きにより開示を要求された場合、合理的に可能な範囲内で乙にその旨を事前に報告するよう努めるものとし、必要な範囲に限り機密事項を開示することができるものとする。この場合、甲は、乙に対し、事後速やかに報告を行うものとする。

第２条（守秘義務の対象とならないもの）

甲は次の各号に定める事項については本確認書による守秘義務を負わないものとする。

1. 調査・企画等の存在及びその内容が甲又は第３条に定める甲の関係者（以下「甲の関係者」という）の責によらず公知となった場合は、公知となった部分。
2. 乙が甲に資料等を開示した時点で、すでに公知であった資料・情報。
3. 乙が甲に資料等を開示した時点で、甲の既知に属するものであり、開示後遅滞なく既知であったことを乙に申告した資料・情報。
4. 乙が甲に資料等を開示した後、甲又は甲の関係者の責めによらず公知となった資料・情報。
5. 乙が甲に資料等を開示した後、第三者から秘密保持義務を負うことなく甲が正当に入手した資料・情報。

第３条（甲の関係者）

本確認書における甲の関係者とは、次の各号に定める者とする。

1. 本案件に関与する甲の役員、従業員
2. 本案件に関与する甲の親会社・子会社（以下、「甲親会社等」という）及び当該企業の役員・従業員
3. 本案件に関して、甲を構成員とするグループの構成企業（以下、「構成企業」という）及び当該企業の役員・従業員
4. 本案件に関して、甲の提案を支援・協力する企業（以下、「協力企業」という）及び当該企業の役員・従業員
5. 甲、甲親会社等、構成企業並びに協力企業の弁護士・公認会計士及び税理士等の専門家

２．甲は、甲の関係者に対しては乙の承諾なく機密事項を開示することができる。

３．甲は甲の関係者に対し機密事項を開示するときは、甲の関係者に対し、開示される機密事項は本確認書による守秘義務の対象になっている旨を通知するとともに、甲の関係者に同一の守秘義務を課すものとする。

第４条（本確認書の有効期間）

本確認書の有効期間は、本案件の取引が実行され、当該取引が完了した時点をもって終了するものとする。

２．甲が本案件の取引を実施しないこととなった場合、本確認書の有効期間は存続する。

第５条（資料の取扱い）

甲は、事前の乙の書面による承諾を得た場合を除き、調査・企画等以外の目的のために資料等を使用又は複写してはならない。

２．甲は、乙が資料等の返還又は破棄を要請したときは、すみやかに乙に資料等（その写しを含む）を返還又は破棄する。

第６条（損害賠償責任）

　　　甲が本確認書の規定に違反したことにより、乙に損害が生じた場合には、甲は、当該守秘義務違反との間に相当因果関係のある一切の損害、損失（弁護士費用を含む）を賠償するものとする。

第７条（解釈）

本確認書に定めのない事項又は甲及び乙において解釈を異にする事項については、甲及び乙は互いに信義を重んじ、誠意をもって協議し、定めるものとする。

第８条（準拠法及び管轄裁判所）

本確認書は、日本国の法令に従い解釈され、本確認書に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

以上

２０２５年 月 日

甲　　　（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

＜貸付地の表示＞

（土　地）

【所在及び地番】 　東京都国立市中2-1

【貸付面積】 　約10,683㎡（今後の貸付地の特定により変更の可能性あり）

※A4版両面1枚で提出のこと。